

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 中央市

中央市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、次の事項を実施する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、業務継続計画に基づき、体制を整備する。

(1) 災害予防

ア 防災に関する組織の整備

イ 防災に関する訓練の実施並びに教育及び広報

ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検

エ 防災に関する施設及び設備の整備、点検

オ 災害に伴う調査及び被害状況の想定

カ 危険物施設等の災害予防

キ 市内の公共的団体の住民の自主防災組織への指導育成

ク アからキまでのほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき

状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報の実施
- イ 防災資機材及び人員等の配備
- ウ 警報の発令及び伝達
- エ 避難の勧告又は指示及び避難者の保護
- オ 消防・水防、その他応急措置
- カ 被災者の救難、救助その他の救護
- キ 市が管理する施設等の応急措置
- ク 犯罪の予防、交通規制その他災害における社会秩序の維持
- ケ 緊急輸送の確保
- コ 医療、清掃、防疫その他保健衛生等の措置
- サ 被災者の食料、飲料水、生活必需品の供給
- シ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- ス 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧
- セ 他関係機関に対する応援要請
- ソ アからセまでのほか、災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ アからカまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護

- オ 応急教育の実施
- カ 被災施設及び設備の応急復旧
- キ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ク 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- ケ 緊急輸送の確保
- コ アからケまでのほか、災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立合（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

イ 融資関係

（ア）地方公共団体の災害復旧事業費の貸付

（イ）地方公共団体に対する短期資金の貸付

ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置

（ア）預貯金等の中途解約等の特例措置

（イ）手形交換の特別措置

（ウ）休日営業の特例措置

（エ）融資の迅速化及び簡素化の特例措置

（オ）生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置

（カ）保険料支払いの迅速化措置

エ 国有財産関係

（ア）地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与

（イ）地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与

（ウ）災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、行政財産を応急施設として短期間その用に供する場合の使用収益の許可

(2) 関東農政局（甲府地域センター）

ア 応急食料の調達・供給対策

(3) 関東運輸局（山梨運輸支局）

ア 災害時における輸送実態調査

イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導

ウ 災害時における自動車の応援手配

エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導

オ 災害時における関係機関との連絡調整

(4) 東京管区気象台（甲府地方気象台）

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- イ 気象、地象(地震にあっては地震動に限る)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に伝達
- ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う
- エ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う
- カ 異常現象発見の通報に対する適切な措置

(5) 関東総合通信局

- ア 電波及び有線電気通信の監理
- イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- ウ 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督に関すること。
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- オ 非常通信協議会の育成及び指導

(6) 山梨労働局（甲府労働基準監督署）

- ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
- イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- エ 災害復旧工事における安全の確保

(7) 国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所

管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、次の事項を行う。

- ア 防災対策の基本方針等の策定
- イ 災害予防
 - (ア) 震災対策の推進
 - (イ) 危機管理体制の整備
 - (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - (エ) 防災教育等の実施
 - (オ) 防災訓練
 - (カ) 再発防止対策の実施
- ウ 災害応急対策
 - (ア) 災害発生直前の対策
 - (イ) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - (ウ) 活動体制の確立
 - (エ) 政府本部への対応等
 - (オ) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (カ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

- (キ) 災害発生時における応急工事等の実施
- (ク) 災害発生時における交通の確保等
- (ケ) 緊急輸送
- (コ) 二次災害の防止対策
- (サ) 危険物等の大量流出時における体制の整備
- (シ) 被災者・被災事業者に対する措置
- (ス) 災害発生時における広報
- (セ) 自発的支援への対応
- (ソ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復興の実施
- (ウ) 都市の復興
- (エ) 被災事業者等に対する支援措置
- (オ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣初動の準備
- イ 災害等情報の収集
- ウ 通信の確保
- エ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東海旅客鉄道株式会社

- ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- イ 台風、大雨、豪雨、豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
- ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
- エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測

- オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
- カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
- (2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（山梨支店）
 - ア 災害時における公衆通信の確保と被災施設の早期復旧
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対しての通信施設の優先利用
 - ウ 気象警報等の市への伝達
- (3) 郵便事業株式会社、郵便局株式会社（田富郵便局）
 - ・郵便事業株式会社
 - ア 地方公共団体または郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ・郵便局株式会社
 - ア 郵便局窓口業務の維持
 - イ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - ウ 地方公共団体または郵便局株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - エ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - オ 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- (4) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (5) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (7) 東京電力株式会社（山梨支店）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ア 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
 - ウ 高速道路の早期災害復旧
- (9) 東京ガス山梨株式会社
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
 - (2) 輸送機関（山梨交通株式会社敷島営業所・鰺沢営業所、社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備
 - (3) ガス供給機関（(社)山梨県エルピーガス協会）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 医師会（中巨摩郡医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 南甲府警察署
 - ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 被災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) 中巨摩東部農業協同組合、甲斐酪農協同組合、笛吹農業協同組合
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はそのあっ旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、あっ旋
 - (2) 中央市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力

- ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっ旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - ウ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - エ 災害時における病人等の収容及び保護
 - オ 災害時における被災者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の策定と実施
- (6) 中央市社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (7) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (8) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策

第2節 中央市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

中央市は山梨県の中央南部に位置し、東は鎌田川を挟んで甲府市に、北はＪＲ身延線、昭和バイパスを境に昭和町に、西は釜無川を挟んで南アルプス市に、南は市川三郷町に接している。

位置（中央市役所 田富庁舎所在地）	東経 138度31分42秒 北緯 35度35分37秒
面積	31.81km ²
標高（平野部） （山地部）	252m 850m（関原峠） 838m（三間頭） 795m（山ノ神）

東西 約8.2km

南北 約8.7km

2 地勢

本市は、釜無川により形成された沖積平野の地域と御坂山系からなる地域との二つの地理的特性を持っており、両地域は笛吹川によって隔てられている。

平坦部は玉穂、田富の2地区が笛吹川と富士川（釜無川）に挟まれた形で位置しており、両河川によって形成された沖積層上にひらけ、北部から南部にゆるやかに傾斜しているが、ほとんどが平坦な地勢になっている。

豊富地区は笛吹川左岸と御坂山系との間に広がる曽根丘陵地帯で、標高が280～900mとかなり差がある。東は、甲府市との境に七覚川を有し、南は、御坂山系を水源とする浅利川、仲川、大門川、大森川が作興橋付近で合流し、笛吹川に注いでいる。

本市の自然災害は、その地勢条件などから、集中豪雨などの水害が主なものである。平野部は、河川・水路改修が進んだことで被害は少なくなっているが、近年上流の宅地化開発にあわせ改修・拡幅が大きな課題となっている。また、山間部は、山崩れ、地すべりなどの災害も少なくない。

3 地質

本市の地盤は第四紀の沖積層であり、砂、礫、泥などの笛吹川と富士川（釜無川）からの堆肥物がほとんどを占めている。脆弱な地盤で、地震の際に震度を増幅し、また、地震による液状化現象を起こしやすく、建築物や構造物へ大きな影響を及ぼす可能性がある。

地震災害は、構造線と関係が深く、特に活断層は震源と考えられる。山梨県の地震構造は、極めて複雑で幾つもの活断層、構造線が交錯している。地震発生数は富士・八ヶ岳構造線に最も多く、県内有感地震の約34%を占め、次に甲府構造線の20%となっている。

本市付近においても、笛吹川沿いに活断層「曽根丘陵断層群」が確認されている。

4 気候

気候は、甲府盆地特有の小雨高温型で、年間平均気温は約12～14度と温暖である。気温の年較差・日較差が大きく、降水量は年平均1,000ミリ以下で非常に乾燥し、日照時間は2,200時間前後と大きく内陸性気候の特徴を持っている。

豊富地区は、盆地特有の内陸性気候に加え、北面に傾斜しているため、寒暖の差が激しい。

第2 社会的条件

1 人口

本市は、甲府市中心部から約10kmと近く、交通の利便性が高いこともあり、ベッドタウン的様相も強く、これまで人口は増加傾向にあったが、平成22年の国勢調査の人口は31,322人で、5年前の平成17年をピークに1.04%の減となっている。

その一方、若年核家族の増加が顕著で、世帯数が急激に増加している。

平成22年における人口の年齢別構成を見ると、年少人口（0～14歳）は4,640人（15.0%）、生産年齢人口（15～64歳）は20,658人（66.8%）、老年人口（65歳以上）は5,638人（18.2%）と、県平均（生産年齢人口：61.9%、老年人口：24.6%）と比べると、生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が比較的低いものとなっている。（なお、年齢不詳：356人）

今後ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、また要援護高齢者の増加も予想されるなか、核家族の進行のうえ高齢化のため、家族の介護力の低下も懸念される。

市はこのような実態を把握、検討し、防災面についても十分に反映させるよう、関係機関や関係団体と連携して、各防災対策を推進していく。

人口・世帯数の推移

区分	人 口					世帯数	1 人 世 帯 当 たり
	総 数	増加率	0～14歳	15～64歳	65歳以上		
平成2年	25,868人	—	5,844人	17,443人	2,581人	8,111	3.19人
平成7年	28,543人	10.3%	5,654人	19,714人	3,175人	9,644	2.96人
平成12年	30,769人	7.8%	5,531人	21,274人	3,959人	10,985	2.80人
平成17年	31,650人	2.9%	5,144人	21,741人	4,743人	11,849	2.59人
平成22年	31,322人	-1.04%	4,640人	20,658人	5,638人	12,173	2.57人

※3区分別人口数は年齢

2 産業

田富地区は、広域流通の拠点として都市近郊型農業を進めており、県内で最も生産性の高い農業地域を形成している。近年トマトの生産が盛んである。玉穂地区は、釜無川扇状地の肥沃な土地を生かした小麦栽培が基幹産業であるが、近年農家数は減少している。豊富地区は古くは養蚕が盛んであったが、その後はスイートコーン、大根、ネギなどの野菜とモモやスモモなどの果実栽培へ転換した。工業は、玉穂地区の国母・一町畑工業団地が甲府都市圏の工業拠点となっているが、最先端工業技術を導入した山梨ビジネスパークが完成し、新たな産業基地が形成されつつある。商業は、区画整理に伴う大型店の進出により、小売業は順調な伸びを見せている。

3 土地利用

土地利用状況は、平成19年には宅地が21.1%、農地が33.8%、山林が13.0%、その他32.1%と、農地の占める割合が高くなっている。

4 交通

(1) 道路

本市の道路網は、主要地方道甲府市川三郷線、甲府中央右左口線及び甲斐中央線が南北軸を形成して、昭和町・甲府市や市川三郷町に連絡し、また笛吹川左岸沿いの国道140号と主要地方道韮崎南アルプス中央線が東西軸を形成して、甲府市や南アルプス市等に連絡している。

市内主要路線一覧

区 分	路 線 名	起 終 点	実延長 km
高 速 自 動 車 国 道	中央自動車道西宮線	上野原市（県界）～北杜市（県界）	78.5
一 般 国 道	国道140号	山梨市（県界）～富士川町	73.6
主 要 地 方 道	甲府市川三郷線	甲府市～市川三郷町	21.6
〃	韮崎南アルプス中央線	韮崎市～中央市	36.7
〃	甲斐中央線	甲斐市～中央市	10.4
〃	甲府中央右左口線	甲府市～甲府市	13.2

(2) 公共交通

甲府から県南部を縦断して富士方面に至るJR身延線が本市中央部を南北に通っており、本市には小井川駅、東花輪駅の2駅がある。また、昭和町の常永駅は、本市に隣接している。現在でも甲府・市川三郷方面への通勤通学駅として朝夕利用で賑わっているが、単線であるため運行本数は少ない。

第3 過去の災害履歴

過去の主な災害は、次のとおりである。

過去の主なる風水害

災 害 発 生 日	災 害 区 分	被 害 状 況
明治元. 7	洪 水	釜無川、御勅使川欠所、氾濫、流失家屋多数（玉穂）
〃 9. 9	暴 風 雨	釜無川、笛吹川決壊、各河川決壊676箇所。流失家屋多数、農作物被害甚大（玉穂）
〃 14. 9	洪 水	富士川、釜無川堤防決壊220箇所、破損569箇所。笛吹川流域農作物被害甚大（玉穂）
〃 15. 9	台 風	堤防決壊、家屋の浸水、田畑の冠水、家屋の倒壊（豊富）
〃 31. 9. 4	洪 水	釜無川、笛吹川及び各河川氾濫、堤防決壊4,411箇所、破損2,472箇所。道路流没、家屋流失破損4,400戸、釜無川流域農作物被害甚大（玉穂）
〃 39. 7. 12—17	風 水 害	北巨摩山岳崩壊、中巨摩浸水、流失。死者150人（玉穂）
〃 40. 8. 22—28	洪 水	荒川氾濫、甲府南部玉穂、田富浸水2メートル以上（田富、玉穂）
〃 43. 8. 2—19	台 風 水 害	県下一円山岳崩壊、堤防決壊。死傷者416人、家屋全壊、流失5,767戸。笛吹川が二川と乙黒間決壊、石和方面から流失家屋が続々と乙黒地域へ流れる。（玉穂）
〃 45. 9	洪 水	橋梁流失、堤防決壊、田畑の冠水（豊富）
〃 45. 9	暴 風 水 害	釜無、笛吹川増水、10日夜笛吹川堤ゴトウ附近で決壊。井之口、西新居、上三條を除く全地域床上浸水（玉穂）
大正元. 9	台 風	橋梁流失、堤防決壊、田畑の冠水（豊富）
〃 9. 8. 2—6	台 風	23日午前2時30分、高橋、極楽寺方面、母屋、長屋、土蔵の全壊、半壊が相つぐ。中橋で死者2人、全壊8戸。上成島全壊8戸、宿成島7戸、下成島10戸（玉穂）
〃 14. 8. 14—18	〃	家屋の倒壊、農作物被害（豊富）
昭和9. 5. 4	上手の大火	南都留郡下の被害大、死者14人、家屋倒壊189戸、堤防の欠壊30箇所（田富）
〃 10. 9. 21—26	前線・台風	東山梨、東八代、南都留郡の被害大
〃 20. 10. 3—15	〃	罹災戸数11戸、半焼1戸（豊富）
〃 22. 9. 13—15	カスリン台 風	富士川、塩川、荒川、御勅使川氾濫し県下一円水害大、死者39人、家屋全壊、半壊、流失223戸（田富）
〃 23. 9. 15—16	アイオン台 風	橋梁破損流失、農作物の被害大（玉穂）
〃 28. 9. 23—25	台風13号	県下各河川氾濫し、芦川筋、中巨摩竜沢川、東八代の竜戸川欠壊山崩多し、死者36人、家屋全、半壊256戸、浸水家屋6,130戸（田富）
〃 34. 7. 12—14	台風7号	極楽寺地区の浸水被害（玉穂）
〃 34. 8. 12—14	前線台風7号	戊辰橋上流浅利川左岸決壊による土砂流失浸水（豊富）
		笛吹川上流、重川、金川、日川、御手洗川、笹子川筋被害甚大、東八代郡浅間村に被害大、死者16人、家屋全、半壊、流失合せて173戸、浸水家屋1,585戸、浅原橋、桃林橋、富士橋、飯富橋が流失した。（田富）
		笹子川筋、大月市内、北巨摩の一部、東山梨郡下の被害大、死者3人、家屋全、半壊、流失90戸、家屋浸水4,360戸（田富）
		全県下風水害多く、農作物、果実の被害甚大、県南部早川入りに水害大（田富）
		重傷3人、軽傷30人、家屋全壊27戸、半壊10戸、床上浸水10戸、床下浸水10戸、作興橋・豊積橋等橋梁流失、農作物被害（豊富）
		死者90人、負傷者109人、家屋流失、全壊、半壊合せて6,536戸、浸水家屋14,445戸、水陸稲の被害大（田富）

" 34.9.25-27	台風15号 伊勢湾台風	死者15人、負傷者109人、家屋全壊1,034戸、半壊2,407戸、流失40戸、浸水家屋1,583戸、田畑流失234ヘクタール（田富） 伊勢湾台風は中心が市域を通ったため、暴風による被害が最も大きかった。民家全壊家屋86戸、大破150戸。この他に寺、社、公共施設も屋根は飛び、壁を吹きやぶられるなど大被害を受けた。（玉穂） 家屋全壊51戸、家屋半壊損傷90戸、桑等農作物被害（豊富）
" 36.6.23-29	前線・台風	死者6人、負傷者1人、家屋全、半壊、流失合せて114戸、家屋浸水6,042戸、田畑埋没295ヘクタール、道路損壊309箇所、橋りょうの流失95、堤防の欠壊131箇所（田富）
" 41.9.21-25	前線台風 26号	死者174人、負傷者97人、全壊家屋160戸、流失128戸、半壊341戸、田畑埋没322ヘクタール、道路欠壊645箇所、橋りょう流失189件（田富） 死者1人、負傷者1人、木原橋付近七覚川堤防決壊、土木、耕地山林、農作物等に一億円の被害（豊富）
" 58.8	台風水害	台風により河川が急増水。今川、山王川、渋川が氾濫。一町畑広域地区は、船で救急品を運ぶ。ほかに、下河東、町之田、極楽寺、乙黒など一部に床上浸水。農作物に被害甚大
平成10.9.15-16	台風水害	台風5号の接近による大雨・洪水・暴風。床下浸水2軒（玉穂）
" 12.9.11-12	大雨	大雨で床上浸水被害4件（玉穂）
" 15.8.8-9	台風水害	台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ、県下全域で被害発生
" 16.10.8-10	台風水害	台風22号の大雨により、県中西部で被害発生
" 16.10.20-21	台風水害	台風23号の大雨により、県下全域で被害発生

過去の地震による被害

発 生 年 月 日	西 暦	被 害 等 の 概 要
貞観6年7月17日	864	富士山噴火。甲斐、駿河
永享5年9月16日	1433	夜大震動、六地藏転ぶ(王代記)
享徳3年11月23日	1454	地震。夜半天地震動して奥州に津波(王代記)
明応7年6月11日	1498	甲斐国大地震(高白斎記)
明応7年8月25日	"	大地震が起き大きな被害(明応地震)(妙法寺記、王代記、塩山向嶽禅庵小年代記)
明応8年1月2日	1499	大地震(妙法寺記)
明応9年6月4日	1500	この年まで地震続く。明応7年の地震よりも大きな地震(妙法寺記)
永正8年8月7日	1511	大地震(高白斎記)
永正13年7月12~13日	1516	地震(妙法寺記)
天文18年4月14日	1549	地震、52年前ほどの地震。10日ばかり揺れる(妙法寺記)
元禄16年11月22日	1703	大地震諸国破損(元禄地震)(塩山向嶽禅庵小年代記、甲斐国歴代譜)
宝永4年10月4日	1707	(宝永地震)未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ。 潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士山は山崩れのために塞がった(M8.4)(新編日本被害地震総覧:1989)
" " 10月5日	"	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害(潰家7,397、同寺254、死24)と

宝 永 7 年 1 1 月	1710	なった(新編日本被害地震総覧: 1989) 大地震があり、津波・地割れが所々に起きる(甲斐国歴代譜)
天明 2 年 7 月 14 日	1782	夜より 15 日夜大地震(甲斐古今記)
安政 1 年 11 月 4 日	1854	駿河湾から遠州灘、紀伊半島南東沖一帯を震源とする M8.4 という巨大地震が発生(安政東海地震) 本市においては、烈震により笛吹川北岸において液状化を起こす。今川堤水没、玉穂地内の家屋の約 8 割が全壊。
明治 41 年 12 月 28 日	1908	M5.8 (震央山梨県中部)、震度 5 (甲府市の記録)
大正 7 年 6 月 26 日	1918	神奈川県西部を震央とする地震 (M6.3)、谷村、鰍沢等に被害
" 12 年 9 月 1 日	1923	関東大地震。M7.9 (震央相模灘)、震度 6 県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1,761 棟、半壊 4,992 棟、地盤の液状化現象 3 箇所。本市においては、各河川堤防の破損、橋梁、堰わく破壊、道路ひび割れ、家屋破損等の被害発生 甲府市の記録一死者 4 人、負傷者 9 人、家屋全壊 322 棟・半壊 427 棟等
" 13 年 1 月 15 日	1924	丹沢地震。M7.3 (震央神奈川県)、震度 6 甲府市の記録一水道管破損 60 箇所、電話線故障 82 箇所 (山梨日日新聞)
昭和 19 年 12 月 7 日	1944	東南海地震。M7.9 (震央熊野灘)、震度 5 甲府市の記録一甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟・半壊 8 棟、橋りょう墜落 1、屋根壁落下 29 箇所、馬 1 頭死亡 (山梨日日新聞)
" 51 年 6 月 16 日	1976	山梨県東部を震央とする地震。M5.5、県東部で住家等一部破損 77 棟、道路 22 箇所、田畑 31 箇所、農業用施設 79 箇所等
" 58 年 8 月 8 日	1983	山梨県東部を震央とする地震。M6.0、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147 箇所、農林業用施設 55 箇所、道路 21 箇所、商工被害 78 件、停電全世帯の 66% 等、被害総額 3 億 5 千万円
平成 8 年 3 月 6 日	1996	山梨県東部を震央とする地震。M5.8、県東部を中心に 14 市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害 3,901 戸等、被害総額 1 億 5 千万円
平成 21 年 8 月 21 日	2009	駿河湾を震源とする地震。M6.5、4 都県 112 人負傷 静岡県で大きな被害
平成 23 年 3 月 11 日	2011	三陸沖を震源とする地震 (東北太平洋沖地震)。M9.0 本市では、玉穂庁舎震度 5 強、田富・豊富庁舎震度 5 弱を記録
平成 23 年 3 月 15 日	2011	静岡県東部を震源とする地震。M6.4 本市では、玉穂庁舎震度 5 強、田富・豊富庁舎震度 5 弱を記録